

住安 第2231号-5
平成27年1月5日

公益社団法人 静岡県建築士会長 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長



「静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱」の改正について

日頃、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-O」の推進に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、木造住宅耐震補強助成事業も、平成27年度末までの2万戸の目標に対して、本年7月には9割まで到達いたしましたが、近年、実施件数が減少傾向にあり、目標の達成は大変厳しい状況となっております。

県といたしましては、想定される巨大地震から1人でも多くの県民の命を守るために、まずは住宅の耐震化が重要であり、耐震化を促進させていくためには、民間の設計者や施工者等の更なる協力が必要と考えております。

このような理由から、このたび、「静岡県耐震診断補強相談士」による耐震化への誘導がしやすくなるよう、「静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱」を、下記のとおり一部改正いたしましたので、貴会員の皆様に対して周知をお願いいたします。

記

【改正の概要】

(1) 静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱 第7 相談士の責務

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(1) わが家の専門家診断事業の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らしてはならない。</p> <p>(2) <u>わが家の専門家診断事業を行う際には、営業につながる行動を行ってはならない。</u></p> <p>(3) <u>相談士であることを自覚し、謙虚に誠意を持って対応し業務を履行すること。</u></p> | <p>(1) わが家の専門家診断事業の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らしてはならない。</p> <p>(2) <u>相談士であることを自覚し、公序良俗に反すことなく謙虚に誠意を持って対応し、業務を履行するものとする。</u></p> <p>(3) <u>相談士は、前項に違背しない範囲において、既存木造住宅の耐震化の促進に努めるものとする。</u></p> |

- (2) 様式の一部改正（第1号、第2号、第4号及び第5号）
(3) 改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

担当 建築耐震班 神尾、村松
電話 054-221-3076